

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和元年6月10日

京都市長 門川 大作

1 下水道の名称

京都市公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 管渠の廃止

伏見区

横大路三栖池田屋敷町、横大路下三栖里ノ内、横大路下三栖城ノ前町、横大路下三栖宮ノ後、横大路芝生、横大路橋本、横大路天王前、横大路鋤ノ本、横大路菅本、横大路千両松町の各一部

(2) 管渠の追加

下京区

吉水町、高辻堀川町、西高辻町、五軒町、来迎堂町、橘町、北門前町、橋橋町、柿本町、篠屋町、小泉町、泉水町、南門前町、下五条町、中堂寺前町、堀之上町、大宮一丁目、大宮二丁目、大宮三丁目、門前町、御器屋町、大工町、上之町、上中之町、垣ヶ内町、八条坊門町の各一部

南区

塩屋町、大黒町、東寺東門前町、九条町、西九条比永城町、西九条御幸田町、西九条森本町、上鳥羽仏現寺町、上鳥羽大物町、上鳥羽北塔ノ本町、上鳥羽南塔ノ本町、上鳥羽町田、上鳥羽藁田、上鳥羽大溝、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽石橋町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽鍋ヶ淵町、上鳥羽清井町、上鳥羽山ノ本町、上鳥羽金仏、上鳥羽馬廻、上鳥羽塔ノ森梅ノ木、上鳥羽塔ノ森上開ノ内、吉祥院嶋野間詰町の各一部

(3) その他施設の変更

伏見区

横大路菅本，横大路千両松町の各一部

3 縦覧場所

(1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(2) 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

4 縦覧期間

令和元年6月10日から同年6月24日まで（ただし，土曜日及び日曜日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）によって提出してください。

また，京都市上下水道局下水道部計画課へ直接持参（京都市南区東九条東山王町12番地）による提出もできます。

7 問合せ先

(1) 京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(2) 京都市上下水道局下水道部計画課

電話番号 075-672-7839

(都市計画局都市企画部都市計画課)